

第 8 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

議事録

平成 25 年 9 月 17 日(火) 19:00~21:13

西荻地域区民センター 3 階

構成員出席者 15 名

事務局A： お待たせいたしました。ただいまから杉並区における地上部街路に関する話し合いの会を開会します。

本日は夜分お忙しい中、ご出席くださいましてありがとうございます。事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路係の事務局 A と申します。よろしく願いいたします。

始めに注意事項を説明いたします。携帯電話はマナーモードにするか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。

本日の話し合いの会は議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性がございます。発言する際は挙手をして、司会者からの指名後、マイクを使って発言してくださいようお願いいたします。なお、ご発言の際にはご着席のままでお話してください。

また、東京都では 5 月から 10 月までの間につきましては、節電及び地球温暖化防止の一環として軽装により執務を行っております。ご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、本日の終了時刻は午後 9 時を予定しておりますのでご協力をお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に構成員の皆様には、既に配付させていただいた資料については当日お持ちいただくこととなっております。本日は次第の右端に明記されている資料を使用する予定です。資料が不足している場合にはお近くの担当までお知らせください。

それでは資料確認は以上です。報道関係のカメラ撮影につきましてはここで終了とさせていただきます。

次に構成員の変更などがございましたので、事務局からご報告させて

いただきます。

まず、新町自治会から構成員Lです。

また、先日、構成員Bから辞退の申し入れがありました。併せてご報告いたします。

続きまして、7月に行政の人事異動がありました関係で構成員が変更となっておりますので、ご紹介させていただきます。

まず国土交通省です。前任の辛嶋構成員の後任で国土交通省東京外かく環状国道事務所計画課長の大畑構成員です。

大畑： 辛嶋の後任で参りました大畑と申します。よろしく願いいたします。

事務局A： 次に東京都ですが、前任小口の後任で東京都都市整備局外かく環状道路担当課長の佐久間でございます。

佐久間： 小口の後任で参りました佐久間と申します。よろしく願いいたします。

事務局A： 続いて、会を始める前に訃報をご報告させていただきます。

本会の構成員である前構成員Lが先日他界されました。前構成員Lのご冥福をお祈りし、黙祷を行いたいと思いますので、お願いいたします。それでは、黙祷。

事務局A： ありがとうございます。

それではここからの議事進行は司会者をお願いしたいと思います。司会者、お願いいたします。

司会： よろしく願いいたします。それでは最初に本日の進め方、次第について事務局からご説明をお願いします。

事務局A： お手元の次第をご覧ください。まず次第2では、7月2日、22日に司会者及び構成員間で打ち合わせをした話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項について事務局から報告いたします。

次第3では、第6回、7回の議事録と議事要旨の確認を行い、次第4では、前回からの持ち越し事項として、議事要旨の末尾に記載されている項目について東京都及び国土交通省から説明をさせていただきます。

次に次第5では、第4回から第6回までに構成員からいただいたご意見カード及び第7回以降にいただいたご意見カードなどについて、東京都から回答を行い、まとめて質疑応答を行います。

次に次第6では、先ほど申しあげました7月2日、7月22日の打ち合わせの中で話し合いの会で発言する機会がないとのご意見をいただいたことを踏まえ、各構成員の皆様へ地上部街路に関する意見を述べていただきたいと思いますと考えております。一人一人ご発言いただき、時間は

5分を目安にお願いいたします。

次第7では、最初に構成員Mからご提出いただいた資料の説明をいただき、次に地域の必要性（現状・課題）のデータについて、修正箇所の補足説明を行い、整備効果についてご説明いたします。その後、構成員C、構成員O、構成員Aの3名の構成員からご提出いただいた資料のご説明を行っていただき、まとめて質疑応答を行います。

次に次第8では、構成員Aからご提出いただいた資料をご説明していただきます。以上になります。

司会： それでは、そういうことで次第を進めていきたいと思いますが、今日は皆様のご意見を5分ずついただくというのがメインイベントだという感じです。そこで、ぜひそれをきちんとやりたいと思いますので、それまでの次第に関してはできるだけ8時までに終わらせるように進めていきたいと思います。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。次第2の話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項の報告を事務局からお願いします。

事務局A： それでは資料8-5をご覧ください。記載のとおり、平成25年7月2日及び7月22日に司会者及び構成員間で打ち合わせを行い、話し合いの会の運営及び進行の方針を取りまとめましたので報告させていただきます。資料8-5です。

6点ございます。最初に議事録・議事要旨の発言者表記については、今後、固定したアルファベットで表記します。事務局は事務局A、Bと表記します。行政の構成員は実名表記といたします。

2. 次第については、資料番号、資料名は引き続き表記します。提出者名は本人の意向を確認したうえで表記します。宿題事項、持ち越し事項、報告事項がある場合は、会の最初に行います。今回の次第では議事録・議事要旨の確認についての後に、前回からの持ち越し事項等という別項目として挙げさせていただいております。次第の構成については、これまでと同様、構成員の皆様と相談しながら作成をしていきます。

3. 都ホームページに関する資料提出者表記等については、本人の意向を確認したうえで、資料名の後ろに括弧書きにて記載します。提出資料そのものの実名表記については、本人の判断で記載をお願いいたします。

4. 議事録の作成方法については、聞き取りにくい部分等の誤記や漏れに対するご指摘や修正については、引き続き対応いたします。議事録の作成のため、発言の際にはマイクを使っていただきます。議事録は3

週間程度を目安に構成員の皆様へ送付いたします。

5. 議事要旨の作成方法については、引き続き端的に、かつわかりやすくまとめるよう努力します。次回への持ち越し事項を記載いたします。

最後に、議事録・議事要旨・座席表の配布についてでございます。議事録・議事要旨については確定版を配布いたします。座席表については構成員の皆様には配布いたしますが、傍聴者の皆様には配布いたしません。

また、7月2日と22日の打ち合わせでは、この今報告した6項目以外についてもさまざまなことについて意見交換等を行いました。そのことについては、後ほど東京都のほうから、前回からの持ち越し事項という次第4のところの説明をさせていただきたいと思っております。

報告は以上です。

司会： それでは続いて次第3の。

構成員M： ちょっとすみません。

司会： はい、構成員Mさん。

構成員M： 事前の打ち合わせの会で一応話はこういうことにまとめたいけれども、その内容については話し合いの会に諮って決めるというふうにおっしゃっていたと思うんですね。今、報告だけなんですけれども。

司会： じゃ、これで決めるということによろしいですかね。

構成員M： 決めるというのは、今、だから司会者が決める。いいですね、決めましたとおっしゃるわけですね。

司会： そういうことをしないとイケないということですね。

構成員M： ええ。

司会： じゃ、そういうことによろしいですね。ええと、じゃ、それはよろしいわけですね。質問ですね。

構成員O： ちょっと確認したいんですけどね。2番、3番です。次第とホームページについては提出者の名前は出さない、ほとんど出さないような話になっていて、いろいろ議論されて、また要求があれば出すというような話も出て、これは要するに提出者が希望すれば必ず、2番も3番も名前が出ることになったんですね。それが一旦は出さないんだということで、それはおかしいんじゃないかということで、結局どうなったのかがわからない。本人に確認したうえで、本人が出してくださいといえどオーケーですね。それを確認したいのですが。

司会： はい。そういうふう書いてあるようです。事務局のほう、よろしいですね。

事務局A： 今ご質問いただいた件については、希望された方については、提出者

名を表記いたします。

構成員O： それから最後の座席表なんですけれども、私は傍聴者のご意見カードを毎回拝見していて、第1回から傍聴者のほうから座席表がぜひ欲しいという声が毎回出ているんですね。私もP I協議会や、P I会議に傍聴に行った時、発言者が、国の方なのか、都の方なのか、あるいは住民側だとすると、どこエリアの方なのか、非常に知りたいことがよくあるんですね。そういう意味では、我々構成員は結構顔なじみになってきたんですけれども、傍聴者にとっては全く、どこのどういう人だろうというのがわからないので、何とかこれをぜひ配るようになってくださいと強くお願いしたんですが、どうしても出せませんということで、出せないんだったらこの会場で出せない理由を伝えてくださいとお願いしたはずなんですけど、それをお願いします。

司会： 事務局から。

事務局A： はい。事務局から回答いたします。座席表については7月2日と22日の打ち合わせでも傍聴者には配布しないことに決定したと思っております。傍聴者の方々には申し訳ないですけれども、壁面に張り出しておりますので、発言者等についてはそちらで確認をしていただきたいと思いますと思っております。

司会： 構成員Aさん、簡単をお願いします。

構成員A： 7月2日で運営及び進行に関する打ち合わせ記録、そういった形で最も今回の話し合いの会の中で重要な運営及び進行に関するものが提出されたんです。それは司会者の意見が資料として出されたわけです。それに関して公式に配布資料と、打ち合わせ内容という形でこういった形で記録は出ているんです。こういったことに関して、最終的に今日の会議で諮るというふうに私は聞いていたんです。ところが、今まで聞いていた限り、このことに、この大事な資料について一言も触れずに行かれる、それは私としては納得いかない。ですから、この中身というのが司会者というのは、都のすれ違いの回答を納得する。また、必要性の有無からの議論には期待せず、それについては触れない。そういった形で書いてあるわけなんです。

いずれにしても東京都の考えなんかもここに書いてあるんですけれども、反対が多数の中で賛成が言いにくいという状況は避けなければならないと考えている。私なんかはやっぱこういったところで発言するのは非常に勇気が要るわけです。普段なかなか発言できないもので。いずれにしろ、こういった形で司会者の方が自分の意思を表明した資料を、これだけしっかり出されたんですから、また、これが公式な公的なものとし

て記録されている以上は、やはりこの会で皆さんに周知すべきだと思います。全くこれに触れないで、今までの司会者の、これを読みますと、今までの司会者の司会というのがいかに立派で、皆さんが納得しなければならぬものである、そういうふうにこれ読めるんです。ですから、これはやはり傍聴者の方並びに構成員の方、皆さんの意見をやはり聞くべきだと思います。以上です。

構成員O： 関連。

司会： 簡潔にお願いします。

構成員O： 今の構成員Aさんの意見に関連して、実は7月の暑い中、2日間、この本会議とは別に、1日2時間、あるいは2時間半なり、そういう会議を持ったんですね。ですけど、今発表のあった6項目というのは、これは本当に基本的なごく基本的なことで、ざっと言えば10分で決まっちゃうようなことです。残りは、どうしたらこの杉並の会がもう少しまとりな会になるのかということで相当時間を割いて話し合ったわけですね。そのたたき台として司会者が、ちょうど今日のペーパーの裏面の②に出ています。打ち合わせ内容。司会者から再確認してほしいということでペーパーが出たんです。ですから、会はもっとこうあってほしいと。

実は我々も全くそのとおりと理解していて、そのことについて構成員から繰り返しの質問が多いとか、だらだら非常に長過ぎるとか、いろんなことを言われたんですけども、どうしてそうなるのかと突っ込んでいくと、元はやっぱり東京都さんの回答姿勢が非常におかしいということで、相当なやりとりがあったわけですね。そういうことを含めて報告してくださいとお願いしたんですけど、さっきの話ですと、後ほど、別の場でお話ししようということなんですね。多分、今日8-4という資料が出てきているんですね。これ、8-4には合計3ページ出ています。このくらい6項目以外のその他のことがこんなに大事なことが上がっているんですね。ですから、こういうことは次第5の質問と回答でちょこちょつと終わらせちゃいましょうということのようなんですけど、実はこの8-4に書いてあるようなことが相当熱を込めて議論したんです。だから、本当ならば、この場で報告で一貫してやるべきだと私は思うんですけども、都の方針でこれは次第5の質問と回答のほうでやっていただくんですね。ですから、これは私はそんなレベルじゃなくて、この本会議で、先ほどの話で、この本会議で採用するかどうか決めるんだということではありますから、本来なら、この場でもって6項目以外のこと、そのほうが、比重が多かったのですから、それをぜひ発表すべきだと思います。

- 司会： それでは、この6項目についてはよろしいですね。これについてはよいということにさせていただきます。
- それでは次第3の議事録・議事要旨の確認について事務局から説明してください。
- 構成員M： ちょっとすみません。
- 司会： 何でしょうか。
- 構成員M： 今、構成員Aさんと構成員Oさんから出た提案ですね。これはただ聞いて、それは聞くだけで、司会者としては打ち切って報告事項を決定するということですか。それとも、
- 司会： いや、構成員Mさんが方針を決めろということでしたので。
- 構成員M： じゃ、僕がそう言ったのに対して、構成員Aさんと構成員Oさんからこれとこれは抜けているんじゃないかという提案があったわけでしょう。
- 司会： いや、抜けているのではなくて、方針ではないですよ。方針はこれでいいんですよ。
- 構成員M： 方針って、司会者の方針があったわけですよ。それを40分かけて論議して、それで、それはゆくゆくだと言ったら、それは司会者の個人的見解だということで東京都が言い捨てて、そういう話、やっぱり僕は紹介してやる必要があると思うんですね。決定事項はこの6つかもしれないけど、それ以上にもっと大事なことがあって、司会者が重点にされたことは、僕の印象では多数意見で否決された、そういうふうに理解しているんだけど、今、司会者は1から6まで認めて、これは次第の報告を済ませますというのは、ちょっと違うと思うんだよね。
- 司会： 次第の2でやりたかったことは、要は、この6項目を決めましたねということで、それは構成員Mさんが再確認したいということでしたので、この6項目はいいですね。じゃ、更にほかにも意見があったということがあったと。それで、それは8-4のところで行きましょうということではだめだということでしょうか。
- もう一回言います。資料8-5の運営及び進行に関する方針は、こういうことで皆さんで決めましたということ、再確認しましたということですよ。
- 構成員A： 運営及び進行に関する打ち合わせ記録という、そういった形で東京都のほうでこういった公の資料で出しているわけなんです。特に打ち合わせ内容②のところ、資料1を用いた司会者からの説明及び意見交換、これだけ大事な形で重要なポジションとして与えているわけなんです、この資料が。それを皆さんに何ら説明することなく、その他で可決する。これは非常に問題があると思う。というのは、なぜならば、この中身が

一番今回の打ち合わせ記録ですか、話し合いの会を混乱に導いた原因がすべて書いてあるんです、ここに。ですから、このことをやはり皆さんに公開して、きちっと理解してもらおう、これが一番大事だと思うんです。これから話し合い、運営を円滑に進めるために。ですから、これは避けて通ることはできないものです。以上です。

司会： 構成員Mさん、これで最後にしてください。

構成員M： 4項目目の前回からの持ち越し事項等というのは、一番最初に事務局から報告があったように、前回の議事録・議事要旨で持ち越しになったものに対して質疑応答するということだったと思うんですね。そうすると、一応非公式であった事前の会の持ち越し事項は、4番で論議するというのは、これは事務局として間違いじゃないかと思えますけれども、事務局Aさんはちゃんと一番最初に、前回の持ち越し事項というのは6回、7回の議事ないしは議事要旨で次回に持ち越すと言ったやつを説明するとおっしゃって、何も非公式の事前の会についての質疑をここでやるとはおっしゃっていないんですよ。司会者はそういうふうに切り替えたのか。

司会： 事務局からお願いします。

事務局A： すみません。先ほど4番でやると申し上げましたが、間違えましたので訂正させていただきます。5番の質問に対する回答のときに質疑応答をさせていただきたいと思っています。

構成員M： すみません。はっきり決めましょうよ。

司会： どうぞ。

構成員M： あくまでも非公式の事前の打ち合わせの会のことについて質問をするのを、この5番にしろ、4番にしろ、どこにしろ、前回の議事の中の質問と混ぜるのはまずいと思いますよ。だから、僕は式次第の相談があったときに、話し合いの会の運営報告のときに、司会者の話も、それから、その他もっと重要なことがありますという意見も併せてやってくれというふうに事務局にはお願いしているはずなんですけど、ちょっとそこで論理的に矛盾があるんじゃないですか。

司会： 課長、どうぞ。

佐久間： 今、一連の流れの中で説明したほうがわかりやすいんじゃないかと。あと、打ち合わせの会、前回の7回目のときかな、いろいろあって、その後、非公式にメンバーが集まっていたいて、打ち合わせの会を2回やらせていただいたと。その場における運営に関する方針ということでは、確かにこのような6項目にまとまっていますが、一回、全体にご報告させていただいたうえでということも確かに話したと思います。確か

におっしゃるように、その他大事な意見もあったじゃないかということもあろうかと思しますので、次第では5番目のところでやろうかと思っ
ていましたが、今、その報告についても今やるべきではないかという声
が高いので、場合によっては順番をちょっと変えさせていただいて、そ
ちらのほうをちょっと説明させていただいて進めるというのでよろしい
でしょうか。

構成員M： それは事務局の発言ですか。構成員の発言じゃおかしいよね。

佐久間： 事務局の発言として。すみません。気を付けます。構成員ではなくて
事務局の立場としてこういう提案はよろしいでしょうか。皆さんよろし
ければ、そういう形で、じゃ、後ろにしていましたけど、今、関連して
説明させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

司会： やりましょう。

構成員M： そうすると、資料を配らなきゃいけないんじゃないの。

事務局A： すみません。今、傍聴者の方々には今からやる資料はありませんので、
今から配らせていただきますので、少々お待ちください。

司会： それでは6項目については、こういうことで方針を確認したというこ
とで、さらに補足的に説明を。安西さん。

安西： 資料8-4はお手元に渡りましたでしょうか。よろしければ、7月に
2回開催した運営及び進行に関する今後の方針（案）に対するご意見の
中で、先ほどの6項目以外にいただいたご意見に対する都の回答をご紹
介します。

意見・質問としましては、まず、司会者へのご要望を多くいただい
ております。一方、前任の小口もしくは私に対する都の構成員の取り
組み姿勢に対するご要望、厳しいご意見をいただいております。

まず、司会者へのご要望に対しては、7月のこの2回の打ち合わせは、
最初は構成員同士で運営及び進行に関するルールを決めていこうとい
うことで我々のほうから提案させていただいたものです。司会者にも2回
とも出席していただき、いただいたご意見については司会者と共有して
いる次第でございます。

次に、都の構成員への要望ということで、右側の回答案の大きな丸2
つ目になります。都は地上部街路の必要性やあり方などについて広く意
見を聞きながら検討を進めることとしており、この一環として地域住民
の皆様のご意見を聞くため話し合いの会を設置しています。

話し合いの会の運営・進行や都の構成員の取り組み姿勢に対し、厳し
いご指摘をいただいていると認識しています。話し合いの会を円滑に進
めるためには、より一層努力が必要というふうに考えております。

このため、話し合いの会の運営及び進行に関する打ち合わせをご提案させていただきます、構成員の方々のご協力のもと、資料8-5のとおり、今後の方針を取りまとめることができました。

また、話し合いの会で発言する機会がないとのご指摘があったので、本日本においては、8時ぐらいを目安に皆様方から一言ずつご意見をいただこうというふうに考えております。今後とも、地域住民の意見を幅広く聴くように努めていきます。またご質問に対しては質問の趣旨に沿った説明を心がけます。

次に、質問欄の安西への要望の2番のところですが、都の構成員と事務局の使い分けについてです。都の構成員の立場ですが、都市計画をつかさどる立場から必要性を検討するための資料やデータを作成し、提示するとともに、他の構成員の皆様からのご意見、質問などに対して、その考え方を説明する役割を担っています。

一方、事務局は、話し合いの会の運営に関する事務をとり行っております。これは組織としてとり行っているところでございます。話し合いの会において、構成員が事務局の立場で発言する際には、その旨を明らかにしたうえで発言しますので、ご理解のほどよろしく願います。

めくっていただいて、ここでも都の構成員に対する要望、ご指摘をいただいております。回答は先ほどと同じになりますので、割愛させていただきます。

また、四角囲みの真ん中の段の3つ目の丸、1年半も放置の構成員提出資料の件についてです。これはいまだ発表の機会がないというようなご指摘をいただいているところです。

議事の進行については、現在、構成員からの提出資料が多くある一方で、発表する機会がないということを我々も認識しております。今後、議事が円滑に進められるよう、早期に説明していただく機会を設けるなど、進め方を検討いたしますので、ご理解のほどよろしく願います。

2ページ目、一番下の3つ目の四角囲みです。都の構成員がマイクの使い方が公正ではないのではないかというようなご指摘をいただいております。また、構成員の机それぞれにマイクを置いたらどうかというようなご指摘もいただいております。私どもの回答としましては、マイクの本数は限られているということがございます。構成員用のマイクを増やすことはなかなか難しいというところです。

都の構成員について、今まで挙手をせずに回答していた点もあったか

と思いますが、挙手をして司会者に指名された後で発言するように心がけますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

8-4の説明は以上です。

司会： 構成員Mさん。

構成員M： 二、三あります。最初のページの司会者への要望ということで1項目から3項目まで挙げているんですが、都の答えではなくて、これは司会者からその姿勢を答えていただきたいと思うんです。

それから、使い分けの問題、構成員と事務局ね。それで今回から構成員、行政は実名を書くということになったからいいのかもしれないんですが、安西さんは事務局で安西と書いてあって、それから構成員はA、Bで安西が書いてあって、だから使い分けされると、事務局Aを使ってみたり、構成員Bを使ってみたりするのはまずいんで、さっき事務局Bさんにもちよつとそれを確認しておいてとはお願いしてありますけどね。

それから、3つ目で、安西さんは人ごとのように都の姿勢ということでお答えになっていますが、1ページの3番、一番下、安西さんの発言の前後は、いつも会場が不満の声で騒然となる。改めないなら、その安西さんの発言を禁じるか、構成員をやめたらどうだという提案、これは傍聴者のご意見カードにもたくさん書いてあるんですね。それを安西さんはあたかも他人ごとのように淡々と都の姿勢ということでご報告になっているけれども、僕は一番最初に、第7回の議事運営について、あの騒然とした中で12分もしゃべるだけしゃべって、それで東京都のほうのマイクには入っていたけれども、構成員のほとんどは聞き取れなくて、それで、これは何度も指摘しましたが、終わったあと、うすら笑いを浮かべた。これはね、話し合いの会を否定するものですよ。だから僕は一番最初に安西さんが第7回のこの12分間の無礼な発言を謝って、それから始めないと進んでいかないと思いますよ。

構成員O： 今のに関連して、次のページ、2ページ、「上記以外で重要な追加項目」、今構成員Mさんが話をされたのは、この会は話し合いの会ではなかったのか。今回の会合で安西氏の12分間説明は会場内で多くのアピールを完全無視、騒然とした雰囲気の中で説明内容もほとんど聞こえぬほどであった。都みずから話し合いの会をぶち壊してしまった。このような状態を続けようとする都の姿勢に全く納得がいかない、ということです。

それともう1つ、私この6項目以外で一番大事なことは、小口さん初め東京都の回答姿勢にあると思っているんですね。この会の小口さんの回答を見ると、今度は佐久間課長に代わりましたので非常に期待してい

ますけど、今までは構成員が発する質問に対して、質問趣旨に合った回答がもらえなくて、筋違いの回答がとっても多いんです。そのために構成員から繰り返し似たような質問が出るんですけども、司会者はそれは構成員、あんまり似たような繰り返しの質問はやめてくれよと、こういうことを強く言われるんですけども、どうしてそうなるのかというと、やっぱり東京都の回答はピントの合った回答をしてきていない。猛省を促したい。今日これからも出ますけど、練馬1キロ問題で今回提出しました、その中に書きましたけど、小口さんは本当にピントの外れたことを言っているの、私がまた反論しています。これはあとでまた、それが出たときに説明したいと思います。

この中で、今回評価したいと唯一思うのは、右側の欄で真ん中辺に、「ご質問に対しては質問の趣旨に沿った説明を心がけます。」とあることです。これは今回初めて聞く言葉なんです。この言葉を願って止みません。今まで質問の趣旨に沿った説明、回答がないんです。ぜひこれを佐久間課長、お願いします。

司会： はい。課長さん。

佐久間： じゃ、今、構成員じゃなくて事務局の長という立場で、課長の立場でちょっと説明させていただきたいと思いますが、これまで7回目のときにいろいろとこの場において混乱を生じさせたということにつきましては、誠に申し訳なかったというふうに考えております。今後、安西も含めて、都としてしっかりその辺のことにつきましては注意していきたいということを考えております。そういった意味で、回答の部分についても筋違いじゃないかとか、いろんなことをご指摘されておりますが、できる限りその質問の趣旨に沿った形で回答できるように努めていきたいというふうに考えているところです。そういったところもご理解のうえ、何卒、会の進行にご協力いただけたらというふうに考えております。まずもって、ご迷惑をかけたことにつきましては、本当に申し訳ございませんでした。

司会： 静粛にお願いいたします。私に関しましては、私が出したペーパーは、要は、この会は法令上何かを決める会ではない。忌憚なくいろんな意見をいただくというのが趣旨だということを申し上げたかったということでございます。そういう意見を言うていただく機会をうまくつくれなかったということに関して反省をしておりますし、今日、5分という時間ということになっておりますが、皆さんから意見を聞く時間というのを取っております、それを非常に楽しみにしております。今後ともちゃんと司会をやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事録・議事要旨に関して、事務局のほうから説明をお願いいたします。では、構成員Mさん。

構成員M： 大変失礼ですが、司会者に1ページの指摘で1、2、3と問題を投げかけていまして、その答えについてはまだ頂戴していないんです。これはいろんな人の意見を拾っていますからね。構成員の大多数の意見じゃないかと思うんですね。それに対して司会者に何とかこういうことでやってほしいという要望が出ていて、さっき、佐久間さんから事務局を代表してということでお返事をいただいたけれども、一番最初に質問したのは、この3項目を司会者はお認めになるのか、ならないのか、今後ともこういう方式はやらないのか。やらなければ話し合いの会は進みませんよ。

司会： 2回の会の中でもいろいろなご意見をいただきまして、そこは、私は理解しているつもりでございます。この3項目については心がけてやっていくつもりです。よろしいでしょうか。

それでは、次第3の議事録・議事要旨のほうに移りたいと思います。では、事務局のほうからお願いします。

事務局A： それでは第6回、第7回の議事録と議事要旨について確認させていただきます。資料7-1、7-2、8-1、8-2をご覧ください。構成員の皆様には事前に送付して内容をご確認いただき、修正のご指示に基づき修正いたしました。本日ご確認をいただければ、「案」を取って公表させていただければと思います。

司会： 事前にいろいろご相談があったんだと思いますけれども、よろしいでしょうか。6回、7回の議事録に関して、よろしいですね。じゃ、構成員Oさん。

構成員O： 第7回のほうでちょっと問題があります。先ほどの話でも出ていたけれども、安西係長は12分間、全然ペーパーに書いてないようなことを飛び入りといいますか、特別で話をされたんですね。直下地震が起こったときに被害想定のもので、それから青梅街道の関係の図面が欲しいと、その2点のことで説明されました。このときに、非常にそれはあらかじめ渡された資料には全然ない問題が飛び込みで入って、聞いている構成員や傍聴者が、「今どこをやっているの」というようなことから始まって、全く聞き取れないような状況の中で、安西さんも迷い迷いしながら、小口さんの指示を待ちながら説明していたような感じもするんですけど、とにかく、やれ、やれということで、一気に、何も聞こえないまま12分間終わっちゃった。ところが議事録を拝見しますと、極めて静粛に粛々として進められたという結果になっているんです。

ですから、私はこの部分の安西発言はこれは全然認められないんじゃないかという、赤文字でいっぱい書いたと思うんですけども、何かそんなことは全然認めないということでしょうか。もうこのまま通しちゃうということなのか。逆に佐久間課長にちょっとお聞きしますが、ぜひ住民側が、住民側のテーブルに置いたICレコーダーで録音した声、これを聞いていただいて、どんなに騒々しい中で、住民側には聞こえるのか、聞こえないのか、それを聞いてくださいと、2時間のテープの中で何時何分から何時何分まで、メモをつけてそれを聞いてもらって今日の会に臨んでいただくようお願いしたんですけど、聞いていただけましたか。そして、その結果、ご自分では安西さんの説明がよく聞こえたのかどうか。我々としてはあの12分間の説明は全く聞こえなかったということで、あの部分についてはとても議事録としてこういうふうに全体の会議が終わりましたということは認められないと理解しております。どう扱うかは別ですけども、そういう認識でいますので、今は何も声が上がっていないので、私はそういうふうに疑問を持っております。まず、課長さんから、そのテープを聞いた感じ、感想から聞かせてもらいたいです。

佐久間： どちらの立場か、ちょっと難しいところがあるんですけど、録音したテープについては貸していただきましたので、日曜日に聞かせていただきました。会のこの場の雰囲気がいよいよ騒々しくなっているのも雰囲気としては実感しております。それは十分わかったうえでなんですけれども、まず議事録というのは、今回、運営に関する方針とかでもいろいろ話し合いさせていただいたと思うんですが、基本的にはその場で発言があったことを正確に記すことが大事かなと。あと、我々のやり方として、いろんな意見が、実際はマイクを通さずに発言されたやつも聞き取れる範囲で本人にご確認し、指摘されたものについてご確認し、なるべく記載するように努めているところでございます。

なるべく会の状況というか、会で話し合われた内容につきましては、正確に記すように心がけていきたいというふうに思っていますので、それにつきましては、安西が発言したというのは発言した事実として残っていることもございますので、別にそれをもって我々は強引に何かを押し進めようとするわけでもございませんし、それは多分お互いいろんな意見があると思うんですね。我々のほうから構成員Oさんの意見に対して、そうじゃないとか、挟むわけにはいきませんので、それはできる限り皆さんそれぞれの意見を尊重するためにも、ちゃんとマイクを通して発言した中身につきましては、ちゃんと記していきたいなというふうに

考えているところでございます。ただ、おっしゃるようないろいろ騒然だったというような雰囲気、ちゃんと聞いておけというのがありましたので、その辺はちゃんとしっかり聞かせていただいておりますので、それも踏まえながら今後、会の進行をしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会： では、構成員Mさん。

構成員M： 議事録に関して、一応第6回と第7回の間では相当改善されていると思うんですね。だから、あまりそれに関して揚げ足を取るつもりはないんですけども、私の提案で安西さんの発言 12 分間削除してくれという提案を出していると思うんですよ。これは、ここは国会ではないと言えればそれまでだけど、国会の委員会でも不穏当な発言をした場合は理事が集まって、これは議事録から削除するということがありますよね。これは別に国会の真似をする必要はないけれども、僕は削除すべきだと思うんですよ。

それから、あと希望ですが、議事録を直してくださいということで言いますと、直ったんだか、直らないんだかわからないんですね。そうすると、資料を、例えばこの第6回の議事録に関して言えば、3回ぐらい出てきているわけですよ。すると、その最終案とその前とその前とを全部比較するのは至難のわざですよ。だから、前向きに言うのであれば、例えば構成員Mさんから提案があったこれとこれとこれは直したよと、そう言っていたら、もう東京都さんを信じて、そこをチェックしませんけども、何か直っているところがあるのかなのか、これは直っていないのかななんていいますと、3回続けて見ていくって、結構時間がかかりますよ。これは希望です。

司会： では、6回、7回の議事録と議事要旨に関してはよろしいですかね。

構成員M： 今、提案したんですよ。

構成員A： ちょっと。

司会： それでは構成員Aさん。

構成員A： じゃ、まあ提案に対して。

佐久間： 事務局の立場として。確かに、最初、原案を出して確認してください。そして意見をいただいて、原案を直してから、次にまた校正版が来たときにわからないということだと思うんですが、恐らく個々に送らせていただいたところ、意見をいただいている方につきましては、ここをこう直しましたというふうにお伝えしていったほうがわかりやすいのかなというの思いますので、その辺の事務の改善、あとは、どこを直したか、例えばアンダーラインを引いておくとか、事前に構成員と議事録

を確認させていただく際には、少しちょっと工夫させていただいて、ちゃんと反映されたかどうか確認しやすいようにちょっと工夫をしたいと思います。

構成員A： 私は、議事録そのものは発言どおりになっているけれど、中身そのものが全く理解できない。東京都の説明を聞くと、納得しない人間がレベルが低くてだめだというふうに言っているかもしれないけど、私は公開の席で資料、7回目の議事録のページ18ページの上から9行目、読みます。都が発言した、都のBと書いてありますけど、「認識としては、まず3つあると思っています。都市計画決定した東京都の認識として、一般街路というのは別ものであると、位置づけとして別路線として、ただ、機能として、外環という自専道部分、自動車専用部分を収納する空間としても一体ですね、計画されたものだとしてあるかもしれないけど、別ものであるという認識をしている。これは東京都の認識です。」

この発言内容を私、10回も20回もやったんですけど、わからない。だから、この場で、まず都の認識として3つあるというなら、まず3つ挙げてもらいたい。それから、別ものであるということも2回発言していますから、別ものも明確に具体的に挙げてもらいたい。さらに最後に別ものと言っている以上、本物があるはずですから、本物もきちっと具体的に挙げてもらいたい。わかりやすく説明していくということを都の考え方でちゃんとあなた方は公式文書で出しているんですから、きちっとわかりやすく説明をしていただきたい。以上です。

司会： それでは、議事録・議事要旨に関してはよろしいですね。わからないということであって。

構成員A： いや、これから安西さんに説明してもらいたいと私要求してるのよ。公開の席で。ですから、司会者の。

司会： それは議事録の話ではなくて。

構成員A： いや、だから議事録の内容について、私は言ってるんですよ。議事録の内容についてすっ飛ばすなんて失礼でしょう。司会者、あなたの態度をちゃんと改めて書いてあるよ、ここにきちっと。

司会： だから、私はよくわからないのですが、議事録についてはこれでいいと。

構成員A： だから、議事録の内容について私は質問しているわけ。全く納得いかないことだから。

司会： それはわかりました。それは議事録とは別ですね。

構成員A： いや、議事録そのものですよ。議事録の内容がいいかげんでそのまま進めるなんて、これは話にならん。

司会： それは質問に対する回答ということに、残しておくということで。

構成員A： いや、この場で回答してもらいたい。今、回答する準備してるんだから、安西さんが。

安西： ちょっと待ってください。

構成員M： 関連して言っておきましょうか。準備している間。司会者。準備している間。

司会： 構成員Mさん。簡単に。

構成員M： 前回、構成員Aさんの質問に関して、安西さんはわからないと言ったんですよ。そうしたら、事務局が武蔵野の資料を出してきて見せたわけ。そして安西さんは得々としてしゃべったんだけど、2つしか読まなくて、一番最後の肝心なやつを読まなかったわけですよ。それで構成員Aさんがこだわって、今明らかにしてくれと言ってるんであって、構成員Aさんの質問をよく理解して、都がそういうふうに答えたかどうか判断するのが司会者の任務だという、司会者はこれを守るとおっしゃったじゃないですか。

司会： この議事録は議事録として。はい。じゃ、構成員Iさん。

構成員I： じゃ、構成員Aさんの質問に答える前に、構成員Mさんがさっき言った、安西さんが話した内容について議事録から削除してくださいと。それに対していろいろなそちらのご意見もあったようですが、結局、どうするんですか。それを聞きたい。それに全然答えていないので。

それで、僕の意見を言いますと、僕も別に東京都のほうに電話して、おかしいんじゃないかと。全然相手に伝わらないような騒然した中で安西さんが話しても、幾ら話しても相手に伝わらなきゃ、それは議事録に載せるのはおかしいと思うんです、僕はね。けども、そちらとしては、一応こういう発言をしたんだから議事録に残さなきゃならないと言ったんですね。その意味はわかるんだけど、しかし、話し合いの会です、ね、議事録に残すのが目的じゃなくて、相手に伝わらないものを伝わったように記録するのはまずいから、そちらのほうで言ったということであれば、言った内容を書いてもいいけれども、あれは伝わっていないというようなことははっきりすべきではないか、議事録で。あれだと、僕たちが全部聞いて理解すると思っちゃうし、僕は全然聞こえなかった。本当に退屈な時間でしたよね。わんわん騒いでいるときに、一人でわめいてしゃべっていたけど、全然わかんなかった。

ということで僕の意見は、書いても構わないけれども、あれはこちらには伝わっていないということを明記すべきではないかと思えますけれども、そのことを構成員Mさんが削除してくれと言われましたよね。そ

れと併せてそちらのほうで回答してください。何かうやむやになって、
どんどん先へ行っちゃうのはおかしいですよ。いつもそうなんだけど。

司会： 課長。

佐久間： では、事務局を代表しまして。基本的には、これまで説明している
とおり、マイクを通して発言した内容については記録としては残させてい
ただきたいと思います。ただ、皆さん方からの意見で、それについては
削除すべきじゃないか、納得していないものなんだから削除すべきじ
ゃないか、いろいろご意見をいただいたのもしっかりわかっているつも
りでございますので、また今日の議事録としてこれがしっかり残るとい
うことで、あの会の 12 分間ですか。説明の内容について、納得のいく
状況で説明されていないということであれば、それはまた改めてその場
でというか、もう一回ちゃんと説明させていただいても結構ですし、そ
の辺につきましてはしっかり対応したいと思いますので。

当然、我々の行政の考えに対して納得できないような中身もあるでし
ょうし、納得できる部分もあるのかもしれませんが、それにつき
ましてしっかり我々としてわかりやすく説明できるように努めていき
たいと思いますので、結論から申しますと、議事録については削除はせず
にそのまま残したい。ただ、その分については皆さんが納得していない
というのはしっかりわかりましたので、きょうの議事録にもその部分は
しっかり書かさせていただきましますし、また中身については、実質説明し
たことになっていないということであるならば、もう一回ちゃんと説明
させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

司会： 構成員 I さん。

構成員 I： 結果的にね、今日の議事録を残せば、あれは議事録にあるけれども、
みんなに伝わっていないということはわかるけれども、それは結果論で
あって、そんなことでなくて、きちんと前の議事録を直せばいいんじ
ゃないですか。同じことなんだけれども、そういうような、何か自分を
を正当化するという態度が悪いんだよ。だって、前の議事録は伝わっ
ていないんだから。こういうふうに発言したけど伝わっていないとい
うことを記録すればいいじゃないか、前の議事録に。それをなんで今、後
追いで、みんなから言われたからってね。今日の議事録があれば、前
のやつが伝わっていないことはわかるでしょうなんて、それはそうだよ。
そんなことでごまかしてるから、みんな住民が信用しないんですよ、
あなた方を。だから、直しなさいよ、前の議事録を。

司会： 構成員 G さん。

- 構成員 I : どうします。その質問に答えて。質問というより意見に。
- 構成員 G : 黙ってるよ。人がしゃべってるんだから。
- 構成員 I : まだ始まらないんで、終わってないんだよ。
- 構成員 G : 今しゃべろうと思ってるのに、脇でうるさいことを言わないでくれよ。
- 構成員 I : うるさいんじゃないくて、あなたがうるさいんだ。終わってないんだ。
今の話は終わってないんだ。
- 構成員 G : この会はなんていう会かというのと、杉並区における地上部街路に関する話し合いの会という会なんだ。今、聞いていると、始まってから1時間たって何をやってるかというのと、前回の議事録にどう書いてあった、こう書いてあったと、全然話し合いの会になってないんだよ。こんなことをやってたらしょうがないんで、早く地上部についての話し合いに話を移してほしいと思っています。
- 構成員 I : ですから、話し合いの会を円滑に進めようと思って、この会議以外に時間を割いて、僕たち2回も出てきて、みんなでどうしてやったらうまく進むかをやってるんですよ。そんなのも知らないで、こういう失礼な意見を言う人は僕はいけないと思うんだね。こういう人も中にはいるからね、それはしょうがないんだけど。だから、僕はまず、さっき言ったことに、僕と構成員Mさんが言った意見について、そちらでどうするか答えてくれませんか。議事録に、今回の議事録で前回の議事録の内容を補正するのか、前回の議事録を直すのか。
- 司会 : 課長。
- 佐久間 : 事務局の立場として。議事録につきましては、直さずにそのままいかせていただきたいと思っています。
- 構成員 I : そういうことじゃないんだよ。中身はいいと言ってるんだよ。言ったことはいい。
- 佐久間 : いいんですけど、ただ、中身につきましてはしっかり共有されていませんので、しっかりまた説明させていただきたいと思います。
- 構成員 I : そうじゃないでしょう。何でそういうことがわからないのかな。
- 佐久間 : 12分間の説明について東京都が強引に説明したんじゃないかというふうにご指摘いただいて、その分をどうするのかという話だと思うんですけど。
- 構成員 I : だから、それは怒号の中で説明しただけだから、伝わっていないと。話はしたけど伝わっていないということを書きなさいと言ったんです。
- 佐久間 : だから、しっかりそれにつきましては、今回書かさせていただきたいと思っています。
- 構成員 I : 同じことなんだけれどもね。同じことと言えばあれだけれども、だけ

ど違うじゃないかと言ってるわけですよ。そういうごまかして自分たちを正当化する姿勢はおかしいと言ってるわけです。何のための議事録と思うんだよ。悪いけどね、失礼なことを言っちゃいけないからやめるけどね、おかしいな。ばかばかしいというか。

司会： 構成員Mさん。簡単に。

構成員M： 一步下りて、私は構成員Iさんの意見に同調してもいいです、削除があまり難しいのであればね。ただし、そのときに、質問事項にも書いてないことを質問し、なおかつ12分間、構成員に全然伝わらない説明をしたということを、構成員Iさんの言うように第7回の議事録にはっきり明記してほしいんですよ。これが僕と構成員Iさんの意見で、司会者はそれを取って、今の佐久間さんの答えが合っているかどうか判断してくださいよ。

司会： 構成員Oさん、違う意見ですか。

構成員O： 今の関連です。私も全く同感です。さっきのお願いした件はどうなったのかなと思ったら、話がいろいろ出ていまして、また戻ってきましてけど、この議事録で言うと22ページから27ページまで合計6ページにわたっての記録なんですね。ですから、このまま基本的には流したいということのようですがそれはとんでもないと思うのです。ですから、私は今のような、佐久間課長のような話ならば、ちょうど該当する文章が22から27ページにあるんですけれども、これを四角い枠で囲むぐらいにして、前と後に、こうこうこういうわけで、これは内容的にはこういう話し合いのやりとりのはずだったけれども、住民には十分伝わらなかったという趣旨を十分前と後ろに明記したうえで、そういう条件つきでやってほしいと思います。でなければ削除すべきです。

司会： 課長。

佐久間： 事務局の立場として。表記のことにつきましては、一回ちょっと持ち帰って検討させてください。この議論でずっとやっているのは時間がもったいないと思いますので、その点、よろしくお願いします。それは私の説明が悪かったことについては申し訳なかったと素直に謝ります。すみませんでした。

ただ、1点だけちょっとお願いがございます。今、構成員Gさんがいろいろ発言されたことについて、個人攻撃になるような、そういうようなことはできれば避けていただきたいなことだけは事務局を代表してお願い申し上げたいと思います。この場はいろんな立場の構成員の方々がいらっしゃるといふふうに理解しております。そのそれぞれ一人一人がちゃんとしゃべれないような雰囲気というのは決してよくないと

思いますので、それにつきましては、大変申しわけないんですけども、事務局を代表しましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

構成員 I : それには不満ですね。こちらは不規則発言じゃないか。僕は正式に発言しているんだから。その答えが終わる前に不規則発言をしたから、こちらを止めるべきなんです。あんた方に味方するからって、そんなに変なことを言う人の肩を持つことはないんだよ。僕は批判してないんだよ。事実を言っただけ。

司会 : ちょっと待ってください。それでは、安西さん、どうぞ。まず最初に安西さん、どうぞ。

安西 : 先ほど構成員 A さんのほうから 3 つご質問をいただいたかと思ひます。1 つ目は、以前、武蔵野の話し合いの会で国土交通省の当時の篠田構成員がお話しした 3 点、それを前回の第 6 回の話し合いの会の中で私が繰り返し復唱いたしました。そのことで、その 3 つとは何かというご質問でよろしかったですか。

構成員 A : 3 つを具体的に明らかにしてほしいと言ってるんだよ、さっきから。

安西 : これはあくまでも国土交通省の当時の篠田構成員の発言ではありますが、この議事録を読みますと、1 つは東京都の認識で、外環の本線と外環の地上部街路というのは別だという認識が 1 つですね。2 つ目は、地域の住民の方々からすれば、それは 1 つの計画であったというふうに捉えていたというのが 2 つ目かと思ひます。3 点目で、国交省さんとしましては、東京都の進め方でいろいろな考え方、進め方を示しているというふうにおっしゃっています。

2 つ目のご質問で、外環本線と外環の地上部街路は一体の計画ではないのかというご指摘かと思ひます。これにつきましては、武蔵野の話し合いの会でも多く指摘されていることをございますけれども、外環の 2 という、外環の地上部街路でございますけれども、外環の地上部街路は外環本線とは別の機能を有しておりまして、都市計画道路のネットワークの一部を構成するという機能を持っております。昭和 41 年当時は、高架であった高速道路を収容する空間としての機能も持っていました。高速道路が地下化されるに伴いまして、その収容する空間は不要となりましたが、都市計画道路ネットワークの一部という機能は今でも残っているということをございます。

最後に、本物、別ものという話でございますけれども、これは外環本線も外環の地上部街路も本物といひますか、その答えで合っているのかどうか、ちょっと自信がないですけども、そういった意味では 2 つとも別の機能として都市計画されたものということをございます。

- 構成員A： 別ものということ具体的に言ってちょうだい、ここで。
- 安西： 別ものという説明をもう少しわかりやすくということでございますけれども、外環本線というのは、高速道路、自動車専用道路の機能を持っている道路でございます。一方で外環の2というのは、一般の平面の都市計画道路、通常の道路のネットワークの一部を構成している機能を持っているということでございます。
- 構成員A： それじゃ説明になってないよ。じゃ、本物は何なの、本物は。
- 安西： 外環本線も外環の地上部街路もどちらも都市計画決定されている本物の道路ということでございます。
- 構成員A： じゃ、別ものと同じじゃない。別ものという発言が2回あるよ、ここで。
- 安西： その別ものと申し上げましたのは、外環本線と外環の地上部街路が一体であるというご指摘に対して、外環本線と外環の地上部街路は別々であるから別ものというふうに申し上げました。
- 司会： 一応構成員Aさんの質問に答えてはいると思うのですが、納得したかどうかは別ですよ。
- 構成員A： 全く答えになってないよ。納得していないから、これからも質問しますよ、このことに関して。
- 司会： 納得しないと言っていたら。
- 構成員A： いや、納得しないんじゃないくて、ちゃんと説明がなってないというのよ。
- 司会： 構成員Mさん。
- 構成員M： 今、安西さんは手を挙げないでパッパッ発言してるんだよ。司会者とマイクを共有してるんだから、あなたがマイクを握っている限り、司会者は指せないんだよ。それから、今、佐久間さんが事務局を代表して持ち帰って検討させていただくということであれば、第7回の議事録は今回は確認されない、次回に回すということですね。そう言ってくださいよ、司会者。
- 司会： わかりました。今、これから言おうと思っていたのですがけれども、私にまとめさせていただけなかったの。それでは第6回の議事録・議事要旨はオーケーということですね。それで第7回の議事録・議事要旨に関しては、先ほどの構成員Mさん、構成員Oさん、構成員Iさんのご意見、構成員Aさんもですか、ああ、構成員Oさん、構成員Mさん、構成員Iですね、のご意見に関連してペンディング部分が残ったということよろしいですか。はい。
- それでは、最初予定していた8時を過ぎちゃいまして、ちょっと諮り

たいのですけれども、せっかく今日 5 分話をするということを考えてお
りまして、次第の 4、5 を飛ばして 6 のほうからやるということにさせ
てもらおうか、つまり、ご意見を 5 分ずつしゃべっていただくというこ
とをやるか、あるいは。

構成員 O : 司会者、すみません。ちょっと 3 番のところで私、提出資料を出して
いるんです。それはもう無しなんですか。3 番のところで提出資料を出
しているんですけれども。

司会 : それも踏まえて議事録をつくってきたと思うのですが。簡単にお願
いします。

構成員 O : 資料 7-4 というのは皆さんのお手元にありますか。実は今回、結果
的にはこちらの要望をすべて盛り込んでくれていますので、長く時間
を取るつもりはありません。この 7-4 という資料で、東京都から資料が
送られてきたときに、どうも全体の流れがおかしいということで、住民
サイドで東京都と同じように議事録をつくったんです。それでずっと見
比べた結果、そこに①から⑤にあるような場面、場面で左側と右側で大
きく違うなというところが見つかったんです。それで、そのほかにもあ
るんですけど、この 5 カ所については東京都さんに、その表紙に書き
ましたように、発言内容がすっぽり抜けている、あるいは部分的欠落、
司会者の発言がまとめられてしまっている、編集されている、議事録を
読んだだけでは全体の流れがつかめないというような状態で全体に言
えることは、実際のやりとりが正しく表現されていないということです。
そういうことでアピールしました。その結果、2 回に分けて修正、修正
が入りまして、最終的には、こちらで要望したとおりに全部直していただ
きました。ですから、これからも、気が抜けないので、住民サイドとし
ても議事録をこれから作り続けながらやっていかなきゃと思っています。

ちなみに今回の最終議事録は 50 ページ、前期までは大体 30 ページ台
なんですね。ですから、非常に違ってくると、こういうふうに感じまし
た。ですから、このペースでぜひ続けていただきたいと思います。と思
っております。

司会 : はい。それでは、

構成員 M : いや、私も提案しているから。

司会 : 何ですか。議事録を、

構成員 M : だって、私も提案しているでしょう。今のを。

構成員 O : 共同提案で仲良く提出したものなのです。

構成員 M : 違いますか。

司会 : 構成員 M さん。

構成員M： 第6回の議事録のときに、当時の事務局に、どうも相当、都のおつくりになった議事録はおかしいよと。何か細工しているという質問をしたんですね。そうしたら、いや、絶対に細工なんかしていません。これは本物の議事録ですと言い張って、それで、そのあとは2～3回やっていたら、今、構成員Oさんが指摘したように大幅に直った。だから、今後それがなくなるということを信じて僕は第6回の議事録に関してはそう文句言いませんけどね。さっき佐久間さんが代表して言っていたように、できるだけ正確につくっていただきたいと、これ希望します。

司会： はい。わかりました。それではちょっと諮りたいのですが、次第4と5をちょっと先に回して、次第6の皆さんからのご意見というのを最初にやるかどうかということですが、よろしいですか。せっかくですから、それを考えてきている方もいらっしゃると思うのですが、いいですか。

構成員M： いいですかというか、意見なんです。

司会： 構成員Mさん。それに関する意見ですね。

構成員M： 今、手を挙げてすぐやろうと言ったんじゃないなくて、一応これもちょっと疑問なんですけど、前回も次第の案のときは1人5分スピーチとはっきり書いてあったんですね。今回消えてるんですね。もし、5分スピーチが正しいのであれば、今ここにいらっしゃる構成員は8名ですから、40分かかるわけですよ。そうすると、司会者が幾ら張り切ってあと50分しかないのに、意見全部言えないと思うんだけど、どういう取り扱いをすればいいと思いますか。今司会者がおっしゃっているのは、前回からの持ち越し事項が7回目の議事録が承認されていないからあとにしてもいいんじゃないかという意図とも取れるけど、だから、それははっきり判断して諮ってくださいよ。1人か2人が、はい、いいですと言ったからやるんでなくて、皆さんに諮ってください。

司会： ええ。だから、今諮ったのですが、とりあえず議事録に関しては、6回目に関して議事録・議事要旨はオーケーだと。7回目に関してペンディングになっているという理解でよろしいですね。

それで、確かに時間はかなり押しているのですが、せっかく来ていただいて話をさせていただくという機会を考えていたのですが、それを最初にやりましょうかという提案です。構成員Oさん。

構成員O： 確かに構成員Iさんの新しい提案で、これは絶対に欲しいと思うんです。ただ、1人みんな正確に5分間ずつでこの9人ですか、今8人になったのかな、8人40分ということなのかどうかもわからないので、その前にちょっとどうしても聞きたいことがいろいろあるんですけども、

前回の宿題で外環が地下で、なんで地下に入ったのか、そしてなぜ事業認可をしたのかだけでも、たとえ5分でも国交省さんの答えを聞きたいんですよ。皆さん、どうですか。それはぜひ、それを聞かずして5人の意見発表で終わっちゃうというのはちょっとあれなんで、それはあとでもいいですけど、それだけはぜひ今日の会合でやってほしいと。

司会： 確かに帰られた方もいらっしゃるので、そうすると、次第4をとにかくまずやるということですね。

構成員O： いや、次第4の中でも3つもあるわけですね。3つ、4つあると思うんです。その中でも国交省さんの宿題になった、そして我々も特に今、気にしている「練馬1キロ問題」を国が、外環の2はまだまだ話し合いをしているのに、国が認可しちゃった、絶対許せないと思うんですよ。地上はだめだから地下にしたはずだったという説明を聞いているのに、なんでやったのか。ですから、地下化した理由、それから認可した理由、それをぜひ、前回から宿題になっていますので、国から聞かせてください。

司会： そうすると、お1人5分というのが次回に回るかもしれませんけれども、よろしいでしょうか。

構成員O： いや、逆にそれを先に。そっちを先にやって、あと、

司会： だから、それを踏っているんですけど。

構成員T： 先にやらせてよ、私たちに。

司会： わかりました。よろしいですか。じゃ、先に5分ずつというのを。

構成員M： 半分ぐらいにしません。全部はできないから、半分ぐらいにしません。もう、今日十分用意してきたという方がいるのであれば・・・

司会： ええ。構成員Nさんのペーパーなんていうのは、なかなか私は感激したのですけれども、すみません、5分で済むかという感じですが。

構成員M： 5分じゃ済まないよね。

構成員A： それより国交省からの意見を。

司会： ええ。だから、それより先にまず一言ずつお話ししていただきましょうよというご提言だと思います。

構成員T： 一言って、5分と言ったから5分、私は考えてきたんだから、しゃべらしてよ。

司会： はい。よろしいですね。じゃ・・・

構成員M： まだよろしくないよ。決まってないもの、どっちをやるかって。

構成員O： みんなに聞いてよ。

司会： すみません。それではここでお話をまずしたいという方、恐縮ですけども、手を挙げていただけますか。その方を先にまずご発言をいただ

こうと思います。それで、まず言いたいことを言っていただく。そのあと、構成員Oさんのご質問に関するとか、次第4のほうに行く。それでよろしいですか。いいですか。

構成員M： 構成員Oさんじゃなくて、構成員Iさんです。構成員Iさんの質問です。今のは構成員Iさんの質問です。

司会： そういうことでよろしいですね。

構成員T： じゃ、いいのね。やらせてくれるのね。だって、今日やるといったから、私は私なりの、

司会： それでは今発言されたい方、すみません、ちょっと挙手をお願いいたします。ほかの方、よろしいですか。それじゃ、まず構成員Tさん、お願いします。

構成員T： 今日、5分ということで、外環の2についての私の意見を述べます。難しいことは言えませんが、外環のことが始まったのは、母がまだ元気だった50年近く前のことです。私たちの町会も周りの町会と一緒に反対を掲げて頑張りました。自分たちが一生懸命やってきたまちや地域や暮らしを守るために頑張りました。私は仕事を持っていましたが、集会に参加し、抗議に出かけ、自宅の2階の壁には大きく、「外環反対、動かない、離れない」という看板までつけました。自分たちのまちを守るために必死でした。ようやく凍結ということになってほっとしました。そして都知事に就任した石原さんが、外環は地下にする。ちゃぶ台を土足で跨ぐようなことはしないと現地視察のときに話していたことを聞きました。

地下になったからいいわけではありません。自分の家の下に道路が通る。しかも地下水がたくさんあるところですよ。そうなれば、地盤沈下や地下水が汚れることなんかが心配です。でもとりあえず住み続けられるという安心感がありました。そうしたら今度は、東京都が地上にも道路をつくるって言うじゃありませんか。なんですか。とんでもないことです。都知事が地上に迷惑をかけないと約束したんだから、国は立ち退き件数を減らすために地下にしたんだから、地上に道路なんてあるわけがないんです。今も計画があるというのは、廃止すべきなのに、皆さんの先輩が忘れてしまったからでしょう。だから、あなた方の仕事は外環の2を廃止することしかありません。

大体、国に1,000兆円もの借金があって、前のオリンピックのときにつくった道路や橋がボロボロになっているというのに、また新しい道路をつくる余裕なんかないんじゃないですか。また大地震が来るといわれているんです。今度は東京の真下で起こるかもしれないんです。一刻も

早く直さなければいけない道路、橋の補強、維持管理にお金を使ってください。

杉並区の中で地震や火事に弱いところは高円寺や阿佐谷あたり、昔から古い家屋が狭いところに密集している地域があることは皆さんよくご存じでしょう。延焼遮断帯をつくりたいのなら、こういうところにこそつくってあげてください。しかもなるべく早くつくってあげてください。外環の2なんかよりよっぽど急がなければならないはずです。私たちの税金を使うんだから、私たちが納得のいく使い方をしてほしいのです。

外環の2は私たちの町会の半分を壊し、めちゃくちゃにしてしまいます。そんなことが許されるのでしょうか。小さい子の通学時やお年寄りの図書館やゆうゆう館や区民センターに通う道の障害になります。地域の人たちにとっては大迷惑。だから、外環の2はやめてください。私個人にとってはこんなにいい環境を住めるところはめったにないと思っています。おじいさん、おばあさんの代から一生懸命つくり上げてきたまちです。春には桜並木から花吹雪が舞います。夏には若い人を中心に盆踊りもあります。町内はみんな仲がいいんです。80歳にもなって延々こういういいまちから出ていくつもりはありません。私は立ち退きはしません。死ぬまでここにいますから、外環の2はやめてください。以上です。

司会： ありがとうございます。構成員Iさん、お願いします。

構成員I： 構成員Tさんが立派な意見を言っていたので、私は言う必要もないぐらいなんですけれども、一応、今回の問題で7回もやりまして、それで一番基本的なことを抜かして、避けてやってきたので、やってきたというか、話し合いをしてきたような気がするんですね。その辺について、この辺が矛盾しているんじゃないかということで、こうすべきだということについて私の意見を言います。1点に絞って言います。

まず、外環道と外環の2の関係ですが、外環道は連続立体の構造ですから、であったということですがけれども、周辺道路の道路網を遮断するものではないので、外環の2というのは、外環道の側道ではありません。それで、外環の2は南北交通を強化するものですから、単純に不要とは言えませんが、外環道のように高規格道路でないために、線形や位置に制限を受けるものでなく、位置的な代替性があると思います。ですから、さっき、安西さんが言いましたけれども、先に外環の2があって、そこに高速道路を乗つけたとか、そういう時代があったというような話をしましたけど、それは詭弁にすぎなくて、線形そのものが高規格道路の線形ですからね。あれは間違った言い方だと思います。これは僕が書いた

メモには書いてありませんが。

それで、外環の2は、外環道とは機能的に無関係であり、単に外環の高架下空間を利用したにすぎないと思います。緑地とか公園、駐車場みたいに高架下利用施設がありますが、その中でも高架下は線形の空間があいていますから、それを道路空間として利用することは利用効率が高いとは言えると思います。しかし、それも高架下という空間ありきの議論であって、外環道が地下に潜れば、外環の2は、この場所での施設がなくなるというのが私は自然な考えだと思います。

それから、外環道は必要かどうかあるべきかということについてですが、私は現在、東名道、中央道、東北道などの高規格道路は首都高速道路を介して連結しておりますので、高規格道路は高規格道路でネットワークを組むのが望ましいと思っております。したがって、外環道は必要と思っています。この建設をすれば、慢性的に交通渋滞の首都高の渋滞緩和にも資するものということもあると思われれます。

それで、私は、外環道はその建設費と維持管理費、今、地下になりましたけど、を考えますと、本来、地上部に建設して、外環の2もその高架下に併せて整備するのがいいと私は考えております。しかし、これには「ただし」がつきまして、道路建設を現在のように市街化が熟成して、良好な市街地が連坦、専門用語です。連続しているようなことになる前につくるべきではなかったかと。私は既に外環道を地上部に建設するタイミングは失っていると考えます。良好に熟成した住宅市街地を、これは木造密集市街地みたいなところではありませんから、切り裂いて道路だけを単純に施設するという現行の事業制度には無理があると思います。ですから、ちょっと、また別の議論ですが、今後の課題として道路周辺への影響を極小化する新制度をつくらなければ、道路建設を市街地でやるのは難しいんじゃないかならうかと思えます。

それで、外環の2をどうするかということですが、外環道に比べますと、外環の2については本来どうあるべきかという議論はさほど重要ではないと思います。むしろ、事実の積み重ねを重視すべきであると思います。事実の積み重ねとはどういうことかといいますと、すなわち、これは国土交通省では答えておりませんが、これから答えるんでしょうか、外環道の事業用地が地上に確保されないと判断され、地下化されました。それと同時に、外環の2が施設される計画のあったところ、高架下空間というのは消滅したという事実。この事実を踏まえれば、一番最初に申し上げたように、外環の2というのは、外環道が地下化と同時に即刻廃止すべきであります。これは練馬だか埼玉でやったんですね。

どこだったかな。外環の2が地上部に建設可能であれば、そもそも外環道が地下化することと矛盾するわけですよ。国土交通省は何を考えているのか。これから何か話してくれるらしいので、非常に楽しみなんです。

それで、外環の2については計画が残っていると言いますが、当面、建設しない。計画をそのまま残すというような、当面建設しないけど、計画は残しておくよというような、最近はやりの言葉ですけど、棚上げ論ですね。そんなのもあり得たと思うんですね。しかし、私はこの筋悪の考え方にはくみしません。しかし、同時に、棚上げすることもごまかせばできたのに、寝た子を起こして、話し合いの会をとったということは、早急に外環の2をどうするかという結論を出すべきです。その結論は、即刻廃止です。即刻廃止することが、数十年にわたって権利の制限を受けて、自由に建物をつくられないと言ってきた地権者とか住民への誠意ではなかろうかと私は考えます。以上。

司会： あと、構成員Dさん、いいですか。構成員Nさん、いいですか。

構成員N： もし時間が、ありますか。

司会： すみません。簡単をお願いします。せっかくペーパーがあるので。

構成員N： 5分というお話だったので。私は第7回から構成員になりましたけれども、1回からこの会には出ておまして、資料等は目を通させていただいておます。そのうえで、これは6月10日付で東京都のほうへお出ししたんですけども、7回までのをお聞きしまして、自分なりの考えをまとめてここに資料として出させていただいたわけです。

そういうことで、今回、文書を用意させていただきましたけれども、どう考えても5分にまとめることは、しゃべるうえで、お話しすれば、それはならないので、できましたら、許されるならば、この資料を本当は読み上げてもいいんですけども、それだと時間の無駄になりますので、この資料を議事録に載せていただくということは、もし差し支えなければそのようにしていただければ、同じ文書を読むという無駄を省かせていただくことができますので、その時間をまた別の方にご発言いただければと思いますので、何かちょっと端折るようで恐縮ですけども、資料は3ページにわたって用意させていただいておりますが、傍聴席のほうも全部行っておりますでしょうか。

一応ここでそういうことで、この意見書を議事録のほうにそのまま、私が読み上げたということで載せていただければ、時間を端折ることができるかなということで、基本的にはこの文書はこれまで私のほうが手にしましたこの会での資料をベースにしておまして、しかもそれは東

京都あるいは国と一緒に出された公文書ですか、公式の文書を参考資料にさせていただきます、その資料につきましては全部番号を振ってございますので、この会でのお手元にあると思いますけれども、それをもとにしまして意見書をつくらせていただいたということでございますので、あとで当たることもできるかと思えます。

そういうことで、基本的には今いろいろ意見もございましたけれども、私としては、どうにでもこれは外環の2を計画どおり遂行するのは無理があるということでございまして、そのいきさつは、ここにも書かせていただきましたけれども、今この時点で計画どおり無理やり実現していくというのは無理なんじゃないか、あるいは必要性に欠けるのではないかということで、もっと別のやり方での今申し上げました外環の2じゃないところでの既存の道路の手直しとかでそれは十分対応できるんじゃないか、あるいは都市計画道路が既に実現したところもございましてけれども、そうした周辺の都市計画道路の整備によって、その辺も既にカバーされてきているんじゃないのか、南北道路の交通についてもその辺はさんざんやってきているんじゃないかということ、私も現地で実は調布保谷線のほうを歩いてみました、自転車で走ってみましたけれども、随分整備されてきておりますので、そういった面でも、あえてこの時点で新しく同じような道路をここに新設するというのは無理もありますし、必要性もないのではないかとということが基本的な考えになっております。

今申し上げたようなことは議事録からは除いていただいて結構でございますので、この文書を議事録のほうに載せていただければ幸いです。時間の短縮になるかと思えますので、よろしいでしょうか。

司会： どうもありがとうございました。ほかに発言されていない方では、いいですか。

構成員M： ちょっと質問があります。今の構成員Nさんの意見に対して質問があります。

司会： 質問がありましたか。議事録にそのまま載せるかどうかということですか。

構成員M： 言わせてくださいよ。

司会： 構成員Mさん、どうぞ。

構成員M： 一応構成員Nさんの資料は資料8-6で、8-6には載ると思うんですが、さっき、発言していない内容を議事録に載せるというのはちょっと無理があらうかと思うんですよ。そうなってくると、もし無理だという司会者なり事務局の発言があるとすれば、構成員Nさんに要約して少なくともしゃべっていただかないと、骨子だけでもしゃべらないと議事

録に残りませんよね。それ確認してください。

司会： 事務局お願いします。安西さん。

安西： それでは事務局の立場でお答えいたします。今ご指摘があったように、議事録では、今日、実際に発言された内容を記載するという形にしたいと思えます。この資料8-6は当然公表される資料ということになります。ですので、もし今、説明の中でまさに会議の進行にご協力していただいたので大変恐縮ではあるんですけども、何か話し足りないことがあれば追加で説明していただくのがよろしいのかなというふうに思えます。

構成員M： 議事録には載らないんだ。

構成員N： 載らないということなんですか。ですから、それをお諮りしているんですけど。

構成員D： 今のことですけれども、さっきのことからもつながると思うんですが、以前の安西さんの意見、報告したことを削除してほしいということ自体、議事録を編集、改ざんすることになるような気がするんです。それで、あれだと周りがとてもうるさくて意味が通じなかったというのを今回載せて、それに対する、あれは資料はペーパーでなくて、ただ突然説明し始めたことだったので、何を説明するかを構えて聞く態勢になかったので、私の質問に対しての答えだったんですが、その後もペーパーでいただいていません。ですからペーパーは欲しいです。

それで、確かに議事録を読むと、私が「こう思います」というのを、「思った」みたいな、そういう端折った言い方をされていて、それだととてもけんかを売っているのかというような言い方をしているように、その場になかった人には取れるような文章が多く、とても傷ついているところがありました。ですから、やっぱり一言一句きちんと書いてほしいという構成員Oさんの意見も大事にしたいんですが、とてもそれを矛盾したことを先ほど議論されていたと思えます。

それで、今言ったこの資料をそのまま載せてくれるかという話ですが、もしも改善案として納得していただけるようでしたら、提案したいと思うんですが、この意見の後に参考としてその資料を議事録の中に続けて、四角い枠でもいいですから書いて、続けて書いたらどうでしょうか。時間短縮のためにそれを言わなかったけれど、この参考資料のこれを、別ペーパーじゃなくて議事録の続きに書いて入れたら、今ここでもう一度声に出して読み上げていただく時間がなく済むと思えます。

それで私は意見を言うのを控えて、その分、国交省にこの間の分を、私の5分間を使っただいていいですから、ちゃんと答えていただき

たいと思います。

司会： 今のご提案も含めて、議事録作成の際に相談して作成していただきたいというふうに要望しておきます。よろしいでしょうか。

構成員M： どうなるかを決めてくださいよ。

司会： ですから、参考資料として載せるか等、それを相談していただいて。

構成員N： ですから、このまま議事録の中に入れてくれないんだったら、私はしゃべりますよ。時間がかかってもいいですね。読み上げるだけです。それを議長さんのほうにお諮りしてるんですよ。

司会： すみません。事務局のほうで。

安西： すみません。事務局の立場から。構成員Nさんにご協力いただいたのに、ちょっと意に沿わない回答になってしまって大変申し訳ありません。ご提案なんですけれども、例えば議事録にこの資料を添付するという形で、議事録と一体でこの資料が読めるようにするという形でいかがでしょうか。

構成員N： とにかく議事録に入ればいいです。だから議事録に不可欠のものとしてこれが載るということですね。

安西： ええ。非常に硬くて申し訳ないんですけども、議事録はこの会議の場で実際に発言された内容を正確に記したいと思います。構成員Nさんのご提案は非常にありがたいご提案なのですが。

構成員N： わかりました。読み上げさせていただきます。すみません。かえって時間がかかったようで、ご迷惑をおかけします。

話し合いの会の趣旨は地上部街路の必要性の有無について住民を中心に話し合う会と理解しています。東京都の提出している資料は必要性を強調する資料に偏重しています。新たな道路建設によって、立ち退きを迫られ、失われる住宅や無くなる自然環境、騒音・排気ガスの増加、さらにはこれまでに長年にわたって形成、維持されてきたコミュニティが分断、破壊されるといった地域がこうむるデメリットの大きさについても十分考慮し、それを極力回避するような観点からの施策を取り入れるべきです。

これまでの傍聴および7回からの参加をしたうえでの意見を以下の通りまとめましたので提出いたします。

これまでの経過。

1. 平成13年4月「東京外かく環状道路の計画のたたき台」では本線が地下化した場合の地上部の利用について検討するためのメニューとして以下の4つを示している。(資料1-2)

①公園や歩行空間を整備する場合 ②バス路線など公共交通を整備す

る場合 ③幹線道路を整備する場合 ④住宅・地域コミュニティを維持する場合。これは説明がありますけれども、この場合現状の市街地を維持することができますという説明がついております。

2. 平成 14 年 11 月東京環状道路有識者委員会は最終提言で次のように述べている。「今後は、移転戸数を少なくし、地元住民への影響を軽減化するため、インターチェンジ無し地下化案を検討の基本とし、地元区市と調整の上、速やかに基本方針を決定すべき」（資料 4-5-4）

このことから、有識者委員会は外環の地下化の大きな理由として、地上部の道路計画によって多くの既存住宅が立ち退きを迫られることの困難と影響の大きさをあげており、その後の外環道地下化構想の道筋をつけたことが明らかとなっている。

3. 平成 15 年 1 月、同年 3 月、国と都連名の「東京外かく環状道路に関する方針について」が発表された。

そこでは「地元において地上部整備の方針が定まった場合、大深度区間であっても、地元の意向を踏まえながら、その整備を支援していくものとする。」としたが、このときも地上部街路の設置検討は青梅街道から目白通りまでについて触れられているだけで、それ以外の地域についての言及はない。（資料 4-6-1、4-8-2）

4. 平成 17 年 1 月「外環の地上部の街路について」が東京都より示された。外環本線が地下化したのちの地上部の取り扱いについては都市計画「外環の 2」が残ることから、基本的な考え方として次の 3 つの検討案が示された。

①現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備 ②都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備 ③代替機能を確保して「外環の 2」の都市計画を廃止する。この中の③案を示したイメージ図、これは資料のほうにイメージ図は出ておりますけれども、イメージ図には道路は想定されていない。つまり、道路は載っていない。（資料 4-6-1）

このことは外環本線が地下化に決定したのちの平成 19 年 8 月に作成された東京都都市整備局の「外環の地上部の街路について」でも同様である。（資料 4-8-3）

5. 平成 18 年 6 月、国と都の連名で発表された「東京外かく環状道路 これまでに頂いたご意見・ご提案と計画の具体化の検討等における考え方」の中で、地上部利用について述べたところで「大深度のシールド工法を活用した区間では、移転の必要がなくなることから、これまで通りの生活が可能です。」と説明している。（資料 4-6-1）

以上が東京都、国によって公表された資料に基づいての経緯、経過を

述べたところです。

杉並地区では当初計画案にあった青梅街道インターがなくなるという大きな計画変更が行われており、外環本線との連結を図るという意味での地上部街路の理由は既に失われている。

平成 19 年 4 月に高速道路部分を地下方式にした際に、高架高速道路の支持体として地上部に計画された「外環の 2」の存在理由は大きな前提条件が変わってしまった。これは今申し上げたインターがなくなったということですね。そのことは地下化によってその機能がなくなったとして、東八道路の以南東名までの地上部に計画されていた「付属街路」、これは世田谷のほうですけれども、「付属街路」については都市計画変更が行われ、すでに廃止されていることから明らかである。「外環の 2」も名称は違っていても、その機能など計画上の設置理由、状況は「付属街路」と同じと考えられ、すでに不要となっているものである。

外環本線の地下化が決定した時点で、それと一体のものとして計画されていた「外環の 2」については、本来、計画自体を廃止して取りやめ、再度本線が地下化したことを前提にそれに必要な道路に限ってあらためて検討すべきであった。それならば現在示されているものとは全く異なった形態のものが考えられたはずである。計画として残したままにしたために、今日までの無理、無駄を引きずり、地域住民に大きな混乱を招く原因となった。

外環道を地下化したうえに、さらにその同じ地上部に幹線道路を新設することは膨大な経費の二重投資になり、納税者の立場からしても到底容認できるものではない。

都市計画道路としては「外環の 2」以外にも何本も計画（資料 1-1）されているが、いずれも当初は何十年も前に計画されたものであり、「外環の 2」についても昭和 41 年に計画決定されたものである。その後の社会の大きな変化や想定外の事態（人口の減少や少子高齢化、地域間異動という人口の移動、それから将来の交通需要推計の減少、これもすでにデータに出ているとおりでございます。それから車離れ現象。これも団塊世代が既に車に乗らなくなっているということを含めまして、車離れ現象など）をふまえて、現時点で計画自体を全面的に見直されるべきであった。また現在では既存道路の維持整備のほうが緊急な課題となってきていることも承知のとおりである。このことは他の自治体（さいたま市など）でも新規の都市計画道路は認めないといった政策転換をしているところにも表れている。

また、「外環の 2」近くにも並行して新たに調布保谷線がすでに一部

供用され、以前に比べて南北交通は相当に緩和されてきており、今後の将来においてもさらに過密化が予想されているわけではない。

「外環の2」が予定されている杉並から武蔵野にかけての当該地区はもともと早くから土地区画整理が済んでいるところであり、現在は良好な住宅環境と自然環境が維持されている地域である。一部バス通りでやや狭いところがあるにしても、現状でも特に渋滞が発生するほどのことはなく運行している。そうした地域に今全く新たに幹線道路を計画すること自体根拠がなく、不自然かつ不要なものであり、むしろ必要な範囲での既存道路の整備に重点を置いた計画を進めることのほうが成熟した都市計画としてふさわしい。

また、東京都は幹線道路の必要性としてその防災上の効果をあげているが、防災に対する対策ではまずは建物の耐震化、防火構造化こそ対策が急がれるところであり、道路についても道幅の狭いところや住宅の過密化した所こそ優先して対策を立てるべきであって、その必要性の高い地域は現在の「外環の2」の予定地ではないはずである。先ほどからも出ていました、それは杉並では阿佐谷、高円寺の地区になるだろうということでございます。

「外環の2」が廃止されても外環道は地下および他のインターでつながっており、広域交通網は問題とならない。当該地域は地上部においても隣接する既設、新設の他の都市計画道路等が整備されることによって、その「代替機能」は確保されており、ここにさらにまったく新たな道路建設を計画する必要性はないといってよい。

以上でございます。それから、最後なんです、これは余計かもしれませんが、今回話しの会は地域住民の意見を聞きながら地上部の利用について検討を進めるという趣旨で始まった。高速道路本線が地下化することでその必要性はなくなったが、計画の抜け殻として形式上残ることになったにすぎない「外環の2」については「初めに幹線道路計画ありき」といった旧態依然の視点を改め、これまでに地域の実情にかんがみ計画変更をしてきた経過と趣旨をふまえ、当該区市それぞれの影響・事情の違いを考慮し、なにより地域住民の声をよく聞き取り、地域の居住環境がより豊かになることを最優先してその地域にふさわしい環境整備計画を立てるようにしてほしい。

私が所属する町内会は平成18年10月に杉並区長あてに「地域住民の大多数が反対する地上部街路計画案は白紙撤回するよう」要望書を提出しており、現在に至るまでその意思確認を毎年してきました。いうまでもなく道路は都市計画全体の一部を占めるにすぎない。東京都も既存

の道路計画を固守するのではなく、住民が望む環境整備に誠意をもって協力支援することで将来にわたって住みよい杉並の街づくりに貢献してもらいたい、というのが私の意見でございます。

司会： はい。どうもありがとうございました。それでは、時間もあまりありませんが、次第4のところをやりたいということでしたので、やりましょう。時間が許す中で。前回からの持ち越し事項について、東京都からお願いいたします。戸数とか何かありましたけど。

構成員A： あとでいいですよ。国交省に聞いてください。

司会： あ、そうですか。はい。

大畑： 4の前回からの持ち越し事項等で、外環国道事務所、大畑でございます。私どもで回答するものとしては2点あったかと思えます。1点が大泉ジャンクション周辺の1キロ事業認可をした理由、何をもって認可したのかという点が1点と、それから本線を地下式に変更した理由、この2点かと思えます。

1点目の事業認可をした理由でございますけれども、まず、私ども外環国道事務所は外環本線を担当しているところでございまして、認可をしましたのは関東地方整備局の建政部でございます。では、その建政部が何をもって認可をしたのかというところでございまして、そちらは認可権者として、申請内容につきまして都市計画法に基づいて、都市計画への適合ですとか、それから事業施行期間等において審査を実施して認可をしたものというところでございます。

それから、2点目の外環本線を地下式に変更した理由でございますけれども、先ほどから参加者の方からもご指摘がございましたところでございますが、本線につきましては、国交省と東京都が平成13年に出しました地下方式としました計画のたたき台がございまして、これはご指摘のとおりでございます。そちらに、公表して以降、地域の皆様ですとか、関係行政機関ですとか、そういったところからご意見をいただきながら検討を行いまして、平成19年に現在の地下構造で都市計画を変更されたところでございます。

そちらは地下のシールド工法の活用によりまして、高架構造と比べまして、移転ですとか、地域分断ですとか、大気・騒音、そういった環境への影響を低減することが可能となる、そういった背景、経緯で地下化されているというふうにご覧いただけます。

司会： 構成員Iさん、簡単をお願いします。

構成員I： 簡単をお願いしますというか、国交省のほうで簡単に答えてくれて、こういうことで認可しましたと言ったけど、全然理屈になっていないし、

答えていないんですけどね。私が質問したのは、道路というのはある一定区間できなきゃいけないものですから、都市計画道路が計画どおり道路形状として一定区間できるという見込みがなければ、その一部を認可するのはおかしいじゃないかと。なんで全体が自分たちがそこに高速道路をできないと判断して、事業用地を確保できないと判断したにもかかわらず、東京都ができると判断して、この道路の一部を認可したのかと聞いたんですよ。だから、それは認可というのは形式審査だから、形式が整っていれば認可してもいいかもしれないけど、その中に事業の実現確実性というのがあるんじゃないですか、都市計画の事業認可の中に。判断基準の中にあるんじゃないですか。小口に実行できないでしょう。自分たちができないから地下に潜ったんだから。なんで地上に道路ができるんですか。そういう矛盾がちゃんと矛盾を答えなさいと言ったんですよ。だから答えになっていないんです。いや、答えになっていない。答えられないからごまかしただけだと思うんだけど。

それで、大畑さんの隣に座っている今村さんは誠実そうな顔をされて、実に誠実な答えをしてくれたんだけど、要するに、用地が買えないから地下に潜りましたと言って、僕もそうじゃないんですかと言ったら、そうですね。合意してくれましたよね。議事録にも残っているけど。そういうことなんじゃないんですか。それなのになんで認可したんですか。形式審査上も、認可要件が整っていないんじゃないの。

大畑： 繰り返しになりますけれども、認可要件云々というご指摘でございましたが、そちらは都市計画への適合ですとか、そういった事業の実現性ですとか、それから事業施行期間等において都市計画法にのっとって審査を実施して、認可をしたものでございます。

構成員Ⅰ： それだったら、地上につくればいいじゃない、高速道路を。なんでつくらないの。だから、全然矛盾してるんじゃないの、話が。僕がさっき、なんでこの外環にする考え方で言ったでしょう、矛盾していると。それと同じようにというか、そういうことで考えれば、今、言葉では認可要件が整っていると言葉では言ったけど、整ってないじゃない、言ったこと全然。要するに、整っていると言えば整っているわけじゃないんだよ、そんなの。霞が関にいますから、霞が関じゃないか、そのぐらいきちんと教えてくださいよ。それが霞が関のほうで照会して、そういう意見をこういうふうと言えと言われたんですか。おたくのほうでは出せないんでしょう、事務所だから。本省に聞くと言ったよね、あのとき。本省に聞いて判断すると言ったんだよ。私のほうの担当じゃないから。ということは、そうじゃなくて、事務所の中で、今村さんの担当じゃな

くて、大畑さんの担当だということですか。聞いても、どうせろくな答えがないからあれだけでも、一応答えてください。

大畑： まず、本省ではなく、許可権者として許可したのは関東地方整備局の建政部です。それから、どういうふうに答えているのかと。本件につきましては、25年の4月に裁判でも係争中でございますので、これ以上につきましてはちょっと差し控えたいと思います。

構成員I： 関係ないよね、裁判とか。要するに、なんで認可して、それで僕が言った事業の実現性があるんですか、これ。都市計画道路の、今計画決定されていますね。これの杉並区の区間についてか、練馬区の区間と杉並区の区間と武蔵野の区間があるわけ。それが連続してできるという実現の見込みがあるということなんですか、大畑さんの判断によると。

大畑： あくまで私の判断ではなくて、関東地方整備局建政部が認可権者として認可をしたというところです。それから、1キロ部分について認可をしたというところです。

構成員I： だから、1キロ部分については、そこだけやってもしょうがないわけだから、残り8キロができるという見込みがなければ認可はできないでしょうと言ったんですよ。そういう理屈ではないでしょう。

構成員T： 認可の根拠は何かと質問なさっているんじゃないですか。あなた、お答えのところがちょっとずれていると思いますよ。

構成員I： いや、多分そんなばかじゃないだろうから、失礼しました。言葉は訂正しますが、ごまかしてるんだと思うんだけどね。それはやっぱりあれですよ。僕も別の場でも言ったんだけど、行政不信があるわけですよ。だから、みんな住民がこういう場でも対決の対極にいるようになっちゃうわけよ。その根本にあるのが、大体、官僚が官尊民卑の発想があるんだよね、大体が。大体、明治維新以来、上のほうの改革で、市民改革じゃないからね。官尊民卑があるんだよ。だから、そういう目で見ると、今のは答えになってないじゃないか。

それで、ここにいる人たちはみんな杉並区とか武蔵野市とか、それから練馬区で、そんな昔のようにいわゆる為政者と市民の間でリテラシーの差なんてないんだよね。あなたの言ったことにだまされるわけないよ、皆さん。おかしいと言ってるよ。自分でもおかしいと思うでしょう。理屈になってない。わかりそうなものだろう。公務員試験受かって。ああ、また失礼なことを言って申し訳ないけど、そうだから、やっぱりそれは違いますよ。納得できないじゃなくて、間違ってるんだ。納得なんかしようがない。そういうことをしてきたから、こうなっちゃうんですよ。しかも責任があるんじゃないですか。自分は国だから予算がたくさ

んあって、しかも 1,000 兆円の借金を背負ってるから、いっぱいあるとは言えないんだけど、それでお金があるから地下に潜ったかもしれないけど、東京都は近いところを買って、用地買収をしていかなきゃならないんだ。そんなものできるわけじゃないですか。それで自分だけ地下に潜って、あとは東京都だから知りませんなんて。だって、親が用地を買えないというのを、子どもである東京都が用地なんか買えるわけないだろう。これは僕の意見だよ。何か感想はありますか。

大畑： 感想といますか、親と子という・・・

構成員A： まじめに答えろよ。何やってんだ。

司会： では、大畑さん。静粛にしてください。ちゃんと答えられるようにして。

構成員A： まじめに答えろよ。まじめに。

大畑： 国と都は親と子というご発言がございましたが、そういった関係ではなくて、あくまで地上部街路は東京都さんの都市計画道路として我々は許可権者として、適合性ですとか、申請内容についての要件ですとか、そういったものを判断して、審査をして認可したというところです。

構成員I： だから、親と子でないことぐらい百も承知で、そんな言葉尻を捉えて発言してもだめなんだよ。理屈になってないということ。答えになってないということですよ、認可した理由が。

構成員A： 司会者、答えさせなさい、まじめに。それがあんたの役割だよ、司会者。ぼやっとしてないで。

構成員O： 繰り返しか。

司会： 安西さん。

安西： 大泉の1キロ区間のことについて、事業認可を申請している東京都の立場からお答えさせていただいてもよろしいですか。

構成員A： あんた、できないだろう。

構成員I： 東京都に聞いてないよ。国に聞いている。

構成員A： 司会者他に振っちゃ駄目だよ。

司会： 議論白熱の途中ですけれども、もうやめろという放送がいろいろ入っております、次回、こここのところからやるということで。

構成員A： 大丈夫だ。延長させればいいよ。

司会： そういう、私がそう決めるわけにいかないの。じゃ、まとめをやりますか。はい。じゃ、次回、ここからということでよろしいですかね。

構成員M： 納得していないということだけ言ってよ。

司会： はい。わかりました。納得していないと。しかし、それぞれの立場で発言しているわけですからね。はい。構成員Mさん。

構成員M： 構成員Iさんが質問して、大畑さんが答えているわけですよ。それで、一部傍聴からも声が出ているけれども、構成員Iさんの質問を大畑課長が正確に答えているかどうか判断するのは司会者の仕事だと、これは何度も言っているはずなんです。それを司会者がまとめないで、これは次に繰り越して今日の次第をまとめましょうというのは、これはだめですよ。

それから、この区民センターは延長願いを出せば10時まで使えるんですよ。

司会： 構成員Iさん。

構成員I： 答えはなかなか出ていませんけれども、大体そういうことを認可すること自身がおかしいんですよ。僕がそちらの立場にいたらやりませんよ。だって、こんな火種を残すことをなんでやるのかね。それで自分だけ地下に潜っているというのはおかしいじゃないの。きちんと東京都の上にいる、公共事業を施行していくうえで上の立場にいるんだから、ちゃんとやらなきゃだめじゃないですか。火種を残すでしょう、こんなことをしたら。だって、ほうっておいたって何も問題ないじゃないですか、認可しなくたって。認可しなくたってできるわけですよ、東京都の目的のことは。だから、東京都にだまされて、なんで認可したかだよ。多分東京都から頼んだと思うんだけど、申請したんだからさ。これで問題が起こると思わなかったわけ。先行認可して、話し合っている最中に。しかも方向性がはっきりしていない中、あなた方が地下に潜って、都市計画道路が廃止かどうかという3つの選択があって、どうなるか方向もわからないうちに一部だけ認可してやるなんて、そんなばかなこと、どう考えたっておかしいでしょう。おかしいですよ。答えられないか。発言ありますか。

大畑： 冒頭で申し上げたんですけれども、私どもは外環本線を担当するところでございます。それから認可を出したのは、あくまで別の部署で、関東地方整備局の建政部、そちらが申請された内容について適合性等を判断して認可をしたというところです。

構成員A： あなた、国交省を代表してそこに座ってるんだよ。部署が違うからなんて、冗談じゃないよ。あんた、何しに来たの。

構成員I： 子供の使いというんだよ。

司会： それでは次第4のところから次回ということにいたしたいと思います。構成員Dさん。

構成員D： 部署が違うという話ですけど、だったら聞いてきて、みんなに説明してください、次回。

構成員I： それは聞いてきたんだよ。聞いてきた結果を言ったんだけど、その聞いてきた結果について理屈になっていないと僕は言っているわけ。さっきは聞いてきた結果なんだな。

構成員D： 部署が違うというのを聞いてきたんでしょう。

構成員I： いや、そうじゃない。違う部署ではこう言ってるって言ってるわけ。そういうことだね。違う部署では担当部署ではこう言ってるということと言ったんでしょう、さっき。お返事は。幼稚園みたいじゃない、お返事はなんて。

構成員T： やっぱりここに座る以上はちゃんと答えられなきゃ。

司会： 構成員Oさん、簡単に。

構成員O： とにかく国交省さんの回答は答えになっていないので、次回またお願いします。それと、今日は時間がなくてできないんですけど、この次第を見ればわかるんですけど、練馬1キロ区間早期着工の真の理由は何か。これは東京都さんに聞いているんです。これが小口課長は何回も、もう20回ぐらい答えてくれましたけれども、同じ答えを20回。それは理由になっていないんです。ですから、私は今度、認可しなかったら、国交省さん是对応の方針とか何かで、とにかく住民には迷惑をかけないように機能補償道路をつくってやる予定をされていたんですよね。この外環の2は期待していなかったと思うんです。ところが、降って湧いたように東京都がやるよと言ったもんだから、じゃ頼むよになっちゃった。

だから、本来なら、国交省さんが考えていた対応の方針で、じっくり、平成33年までに外環の2をやることになれば、1キロメートルを急ぐ必要は何もなかったんです。東京都さんはいきなり最後のスタイルに持ち込みたい。だから練馬1キロ区間早期着工に持ち込んだんですけど、非常にこれはおかしい。私はこれは東京都さんがまずおかしいと思う。次回にそれはまたやらせてもらいますけど、とにかく国交省さんが認めちゃったというのはおかしい。本当に話がおかしい。だったら、本線も上に持って行ってほしい。そうすれば、井の頭公園、井の頭の池も善福寺の池も涸れないで済むんですよ。もう地下水をめっちゃめっちゃにしちゃうんです。だから、判子を押すくらいなら、外環本線も上に持って行ってほしいというのが私の願いです。環境面から大幅に違います。

司会： 構成員Mさん。関連でお願いします。

構成員M： 時間がなくて打ち切るんだったら、事務局に、きょうの打ち合わせでどこまでやったかという報告をさせて、それから次回はどこから始めるということが順番でしょう。司会者のように次回は4番から始めますというのは、司会者、ちょっと取り違えてるよ。

司会： わかりました。事務局のほうでまとめてそのようにお願いします。

事務局A： それでは、本日のまとめをさせていただきます。本日は次第2で話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項について事務局より報告をさせていただきました。次第3では議事録・議事要旨の確認についてということで、資料7-1、資料7-2、すなわち第6回の議事録・議事要旨について確認をしていただきましたので、公表させていただきます。第7回議事録・議事要旨、資料8-1、8-2については再度調整させていただきます。議事録のほうはまたこちらで確認させていただいて、どのように内部で方針を決めまして、再度、構成員のほうに送らせていただきます。

その後、次第6、地上部街路に関する各構成員からの意見ということで、構成員T、構成員I、構成員Nからご意見をいただきました。その後、次第4、前回からの持ち越し事項等ということで、国土交通省から回答を行い、意見交換を行いました。

今回は議事録・議事要旨の確認後に、前回からの持ち越し事項についての続きから行いたいと思います。事務局からの報告は以上です。

司会： 今のでよろしいですかね、まとめとして。今回はそういうことで、まとめはよろしいということですから、次回の開催時期について事務局のほうからお願いします。

事務局A： 次回の開催はこれまでと同様に日程調整させていただきたいと思います。最後に構成員、傍聴者の方も含めてご意見カードの提出をお願いいたします。提出は出口にボックスがありますので、そちらに入れていただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

構成員M： ファックスでもいいんでしょう。

事務局A： はい。ファックスでも1週間以内であれば受け取れますので。

これで第8回杉並区における話し合いの会を終了いたします。お帰りの際はお気をつけてお帰りください。お忘れ物のないようお気をつけてください。本日はありがとうございました。

(了)